

「健康保険被扶養者確認調書」に添付する書類一覧

《原則》

「健康保険被扶養者確認調書」に記載の被扶養者について、扶養の事実を証明する書類が必要となります。
まず【表1】にて、被扶養者ごとに証明すべき事項(○が付いた箇所)を確認した上で、【表2】により、具体的な証明書類をご確認ください。
ご不明な点は健康保険組合(03-3211-8969)または各事業所の健保担当者まで問い合わせください。

【表1】被扶養者区分に応じた証明すべき事項

被扶養者の区分				証明すべき事項		① 親族関係及び 同居の有無	② 被扶養者の収入状況 (収入の有無)	③ 被扶養者への仕送額
配偶者(内縁者含む)						○	○	-
子	18歳未満				○	-	-	
	18歳以上	学 生		○	○	-		
		その他	同居	○	○	-		
			別居	○	○	○		
父母・祖父母				同居	○	○	-	
				別居	○	○	○	
兄弟姉妹・孫	18歳未満				○	-	-	
	18歳以上	学 生	同居	○	○	-		
			別居	○	○	○		
		その他	同居	○	○	-		
			別居	○	○	○		
同居している配偶者の 兄弟姉妹・甥姪				18歳未満	○	-	-	
				18歳以上	学 生	○	○	-
					その他	○	○	-
同居している叔父叔母 及び同居している配偶者の父母・祖父母・叔父叔母						○	○	-

※海外居住者は認定不可(海外赴任・留学等の例外あり)

【表2】具体的な証明書類(＜原本＞とあるものはコピー不可)

証明すべき事項	必要書類			提出対象者
① 親族関係及び 同居の有無	◆世帯全員の住民票 ＜原本＞(続柄の記載あり) ※本籍・個人番号(マイナンバー)の記載が無いもの			対象者全員提出必須
	追加	◆別居家族の世帯全員の住民票 ＜原本＞(続柄の記載あり) ※本籍・個人番号(マイナンバー)の記載が無いもの		別居の被扶養者
		◆被保険者および扶養家族の戸籍謄本 ＜原本＞ (抄本は不可)		配偶者・子以外の被扶養者(被保険者分も必要) ※被保険者の他に優先扶養義務者がいる場合はその方の所得証明も必要
② 被扶養者の 収入状況 (収入の有無)	(学生でも大学院生・課税者・給付金等のある方は必要)	《該当するものすべて》	◆R7年度(非)課税証明書 ＜原本＞ ※市区町村発行のもの(金額の記載要) ※収入(給与・年金等)金額の記載のあるもの	全員必須 (自営業者の方除く) (※学生でも大学院生・課税者は必要)
			◆令和6年 確定申告書・収支内訳書(一式)の写し ※個人番号(マイナンバー)の記載されていないもの	自営業をしている方(事業収入や不動産収入等がある) 複数の会社等から収入のある方
			◆給与明細写しの直近3ヶ月分 ※氏名・会社名の記載のあるもの ※給与支払証明書代替可	現在アルバイト・パート等をしている方 (※学生でも大学院生・課税者は必要)
			◆年金支払通知書の写し(直近のもの)	年金収入がある方(老齢・障害・遺族年金、企業年金等) (※学生でも該当する場合は必要)
			◆各種給付金支払通知書の写し(直近のもの)	給付型奨学金、自治体・企業などからの給付金等 (※学生でも該当する場合は必要)
			◆無職無収入証明書＜原本＞ ※事業所又は民生委員にて発行	昨年は収入があったが、退職等により現在は収入がない方 (取り寄せた(非)課税証明書に収入の記載がある)
	学生 18歳以上		◆在学証明書＜原本＞ ※学生証に本年度有効であることが確認できる有効期限が 記載されている場合は、学生証のコピーで可 ※収入を証する書類は大学院生・課税者・給付金等のある方以外は原則不要	大学生・専門学校生・予備校生等の方 (大学院生は上記の収入を証する書類も必要) ※18才以上であっても高校生までは不要
③ 被扶養者への 仕送額	いずれか必須 ◆振込証明直近3ヶ月分 ◆振込の記載された通帳の表紙と記載箇所			別居の扶養家族 ※配偶者と18歳未満の子は不要 ※18歳以上で通学のために別居している学生(子のみ)は不要 ※現金の受け渡し、被保険者から被扶養者名義でない送金は不可
④ 共同扶養の確認	◆被保険者(＝社員本人)の令和6年分源泉徴収票(写) ◆扶養していない配偶者の令和6年分源泉徴収票(写) ※配偶者が自営業等の場合、令和6年分の確定申告書(一式)の写し ※住民票に配偶者が載っていない場合は、戸籍謄本＜原本＞必要 (抄本は不可、離婚・死別等で配偶者がいない場合も必要)			配偶者を扶養していない(＝共働き等)で 他に被扶養者(子など)がいる方必須 ※夫婦が共働きの場合、収入が多い方の被扶養者となりますので、夫婦双方の収入確認を行います。

*証明書類(住民票、(非)課税証明書、在学証明書等)はR7.7.1以降かつ提出日より90日以内に発行されたものを提出してください。

※ 上記の他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。